

事業主の皆さまへ

給与支払報告書の提出がお済みでない事業所はお早めに

給与支払者(法人・個人問わず)は、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等(パート、アルバイトや短期雇用者等も含む)の給与支払報告書を作成し、従業員等の1月1日現在(退職の場合は退職日現在)における住所地の市区町村長へ提出することが義務付けられています。(地方税法第317条の6)

令和3年分の給与支払報告書の提出期限は1月31日(月)となっておりますので、お済みでない場合は、お早めの提出をお願いします。

なお、普通徴収切替理由書兼仕切紙の請求や給与支払報告書の記入にあたり、不明な点などありましたら、担当までお問い合わせください。

※平成30年度から長野県ではすべての事業主の皆さまに[特別徴収](給与天引き)の実施をお願いしています。[普通徴収](個人で納入)となる場合は「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を記入し、提出してください。普通徴収切替理由書兼仕切紙の提出が無く、徴収区分が不明瞭の場合は原則どおり特別徴収とさせていただきますのでご承知おきください。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

佐久税務署から確定申告のお知らせ

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

＜確定申告などに関するお問合せ＞

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

会場 佐久税務署 別館

期間 2月1日(火)～3月15日(火) 土、日および祝日を除きます。
新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けております。
(注)贈与税については、2月1日(火)以降、申告相談を受け付けております。

時間 相談受付：午前8時30分～午後4時
相談開始：午前9時から

確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁
LINE公式アカウント

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

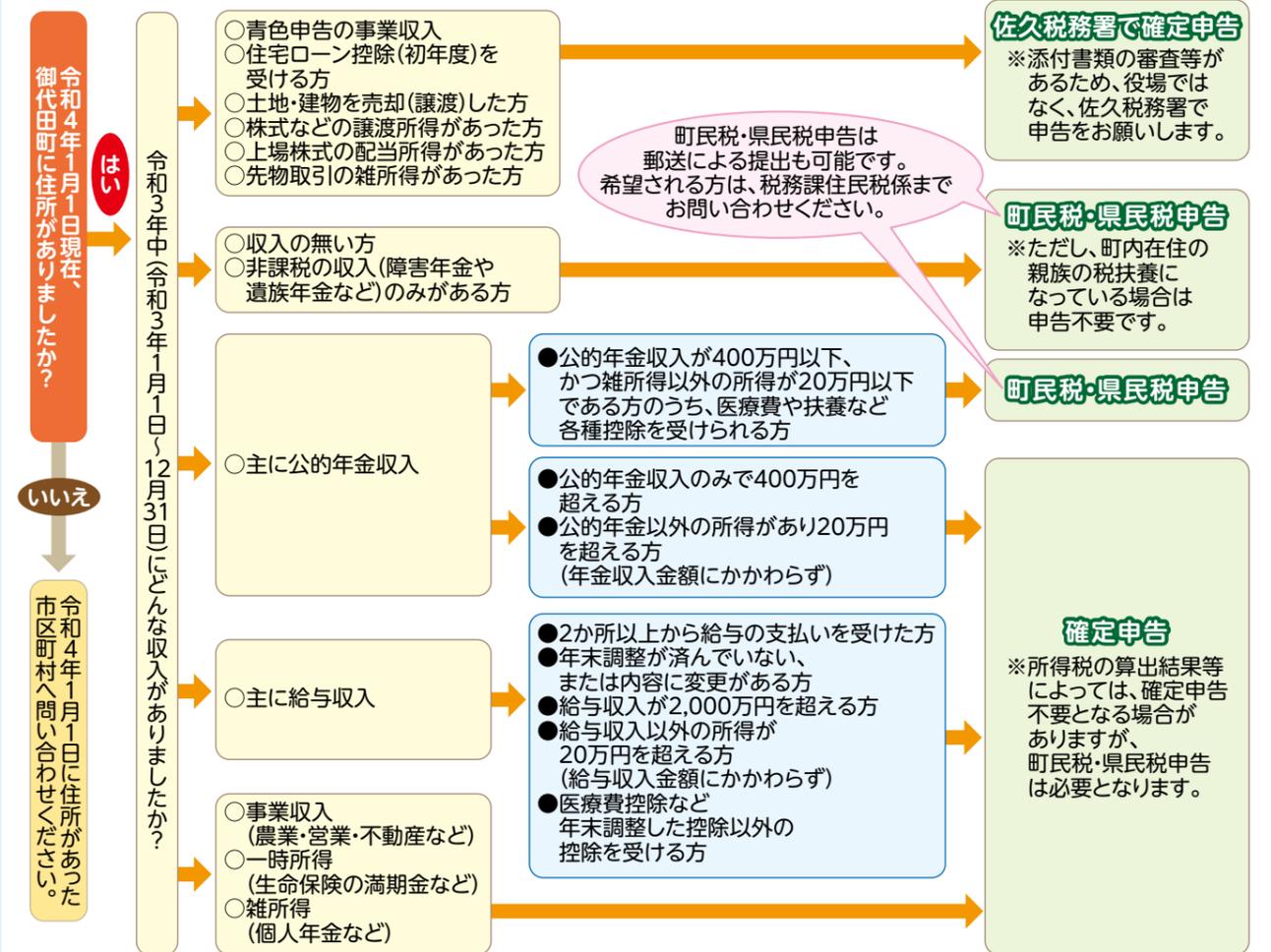
※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

問い合わせ先 佐久税務署0267(67)3460

確定申告および町民税・県民税申告簡易フローチャート

次のとおり、フローチャートを作成しました。税申告が必要かどうか判断する目安としてご確認ください。
※あくまで、一般的なケースです。詳しくは、担当までご相談ください。



申告を忘れてしまうと・・・

所得額や税額は、国・県・町の制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると次のような影響があります。

- 所得・課税・扶養証明書等の発行ができません。
- 国民健康保険税等、所得額を計算の基にする税・料の所得割が正しく計算されず、軽減判定等の対象なりません。
- 保育園の入園(通園)では、本来の額より高くなる場合があります。

ワンストップ特例制度を利用してふるさと納税の寄付金控除を受けている方へ

この制度は、ふるさと納税以外で確定申告や町民税・県民税申告の必要がない方へ向けたものです。確定申告や町民税・県民税申告をした場合には、ワンストップ特例申請が無効となり、控除が受けられなくなりますので、何らかの申告をする場合は必ずふるさと納税の寄付金控除も併せて申告してください。

問い合わせ先 所得税に関すること 佐久税務署0267(67)3460
町民税・県民税に関すること 税務課住民税係(32)3126